

〔源氏物語湖月抄四十一〕愚按此歌は、源氏君雁の空とふをみて、かの玄宗皇帝の使にて、道士幻術をもちて楊貴妃の魂魄を求めし事を思ひてよみ給へる也、幻は説文、相詐惑也、増韻、妖術也、即今吞刀吐火植瓜種木之術皆是云々、

〔金葉和歌集六別離〕對馬守にて、小槻のあきみちがくだりける時つかはしける、

爲政朝臣妻

おきつしま雲井のきしを行かへりふみかよはさむまぼろしもがな

〔八代集抄二十九〕まぼろしとは、方士が幻術をいへり、彼長恨歌に、玄宗の使の方士が蓬萊に行て、楊貴妃が信を傳へし事なり、此對馬へも、かやうの使を得て、文通はさまほしき心なり、

〔日本書紀十四雄略〕十三年八月、播磨國御井隈人文石小麻呂、有力強心、肆行暴虐、路中抄劫、不使通行、又斷商客、船、悉以奪取、兼違國法、不輸租賦、於是天皇遣春日小野臣大樹、領敢死士一百、並持火炬、圍宅而燒、時自火炎中、白狗暴出、逐大樹臣、其大如馬、大樹臣神色不變、拔刀斬之、即化爲文石小麻呂、

〔日本書紀二十四皇極〕四年四月戊朔、高麗學問僧等言、同學鞍、作得志、以虎爲友、學取其術、或使枯山變爲青山、或使黃地變爲白水、種々奇術、不可殫究、又虎授其針、曰、慎矣、慎矣、勿令人知、以此治之、病無不愈、果如所言、治無不差、得志恒以其針、隱置柱中、於後虎折其柱、取針走去、高麗國、知得志欲歸之意、與毒殺之、

〔萬葉集二〕一書曰、天皇武崩之時、太上天天皇統御製歌、

燃火物取而襄而福路庭入澄登不言八面智智男雲男

〔萬葉集略解二〕是は後世火をくひ、火を踏わざを爲なれば、其御時在し役小角が輩の、火を袋に包みなどする、恠き術する事の有けむ、さてさる恠きわざをだにするに、崩給ひし君に逢奉らん術を知といはぬ、がかひなしとにや、